

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（例規）

〔最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

この度、交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（平成9. 4. 25：警察庁丙運発第10号、丙交企発第54号、丙交指発第17号、丙都交発第8号、丙給厚発第13号、丙生企発第26号、丙地発第12号、丙少発第15号、丙刑企発第30号、丙捜一発第11号、丙備企発第32号、丙情管発第8号）の警察庁交通局長、警察庁長官官房長、警察庁生活安全局長、警察庁刑事局長、警察庁警備局長、警察庁情報通信局長通達が示達されたことに伴い、みだしの要領を下記のように定め、平成9年6月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）の送付の情報提供業務は、法令の規定に基づき又は任意に行っているところであるが、運転免許証を有する者が交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、更新連絡書等を送付することは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく警察に対する不信感を生じさせることにもなることから、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置を推進することにより、総合的な被害者支援に資するものである。

2 発送停止対象者

更新連絡書等の発送の停止の対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる者（警察において死体を取り扱ったものに限る。）のうち、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所地（居所）を問わない。後記2の(2)において同じ。）

ア 交通事故により死亡した者

イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者

ウ 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者

エ その他前記2の(1)のアからウ以外で死亡した者

(2) 前記2の(1)に掲げるもののほか、運転免許を受けていた事実及び死亡した事実に関する情報の提供を遺族から受けた場合において、死亡診断書等により死亡確認ができたもの

3 発送停止対象文書

発送の停止の対象とする文書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 更新連絡書（道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項の規定による書面をいう。）

(2) 行政処分関係書面、講習業務関係書面等（道路交通法令の規定に基づく書面をいう。）

(3) 免許失効通知書（運転免許証の更新を行わず有効期間が満了し、当該運転免許証の効力が失効した者に対する通知書で法令の規定に基づかない書面をいう。）

4 発送停止措置要領

更新連絡書等の発送の停止に係る措置要領は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発送停止対象者を取り扱った警察署長等の措置

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、前記２の発送停止対象者（以下「対象者」という。）を取り扱った場合は、当該対象者の免許照会を行い、当該対象者が運転免許を有するときは、当該対象者の人定事項を死亡者確認通報票（別記様式第１。以下「通報票」という。）に記載し、速やかに運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）に対し、ファクシミリにより通報票を伝送（以下「FAX通報」という。）するものとする。

(2) FAX通報を受けた試験課長の措置

ア 試験課長は、警察署長等から前記４の（１）のFAX通報を受けたときは、死亡者通報受理簿（別記様式第２）及び必要なリストを作成するとともに、運転者管理システムから当該対象者の免許データを抹消するものとする。

イ 試験課長は、FAX通報に係る対象者の免許に記載された住所が、他の都道府県警察の管轄区域にあるときは、死亡者通報連絡票（別記様式第３。以下「連絡票」という。）を作成の上、速やかに当該他の都道府県警察の運転免許担当課長に連絡票を送付するものとする。

ウ 前記４の（２）のアの規定は、他の都道府県警察から対象者の通報を受けた場合について準用する。

別記様式第 1

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿
(運転免許試験課長)

第 号
年 月 日

所属長

死 亡 者 確 認 通 報 票

(通報連絡責任者)

死亡原因	交通事故 交通事故以外の過失事件 殺人、 傷害致死等事件 左記以外 その他 ()						
本(国)籍							
住 所(居)							
ふりがな 氏 名						性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳)						
免許証番号							
免許証記載 住 所							
免許の確認 方 法	携帯(所持)の免許 照会(照会先)						
人定確認 方 法							
措 置							
登 録 票	B 4	0 4	登録番号	ロット番号	取扱者		登録者

- 注 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。
 2 措置欄には、運転免許試験課及び警察署交通課において措置した内容を記載すること。
 3 死亡診断書等の写しを添付すること。

別記様式第2

死 亡 通 報 受 理 簿

No.	対象者名 (生年月日)	通報年月日	所属名 (係 名)	通報担当者 (連絡先)	原 因	備 考
	()		()	()		
	()		()	()		
	()		()	()		

注 備考欄は、データ削除の有無、他の都道府県警察への通報の有無等必要事項を記載すること。

別記様式第3

京試験第 号
年 月 日

殿

京都府警察本部長

死亡者通報連絡票

運転免許試験課（通報連絡責任者）

死亡原因	交通事故 交通事故以外の過失事件 殺人、傷害致死等事件 左記以外 その他（ ）		
本（国）籍			
住所（居）			
ふりがな 氏 名		性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 （ 歳）		
措 置			

注 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。